

**横浜市港南区地域ケアプラザ  
指定管理者公募についての質問と回答**

平成 27 年 3 月 3 日

横浜市港南区地域ケアプラザの指定管理者公募要項等に関してお寄せいただいた質問に対し、次のとおり回答します。

< 質問 1 >

資料名等	【資料名】：「横浜市港南区地域ケアプラザ指定管理者公募要項」（共通資料） 【ページ・項目】：16 ページ・(3)ア 審査方法について
質問	(1) 面接審査実施時、プロジェクター及びパワーポイントによる説明が可能か。又は、必須なのか。 (2) 面接審査時の法人の説明時間及び質疑時間はどのくらいか。 (3) 面接審査当日に説明資料の配布は可能か。 (4) 面接審査時の説明内容に指定はあるのか。
回答	(1) (4) 面接審査時にプレゼンテーションを行っていただきますが、その方法についての制限はありません。プロジェクター及びパワーポイントを使用する場合は、事務局で用意しますので、別途指定する日までに御連絡ください。 (2) 面接審査のタイムスケジュールについては、1 法人 30 分～45 分程度（プレゼンテーション 10～15 分、質疑応答 10～15 分、採点その他 10～15 分）で応募法人数に応じて調整します。詳細は面接審査の開催通知にてお知らせします。 (3) 面接審査時の説明用資料の配布は可能です。

< 質問 2 >

資料名等	【資料名】：「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】：表紙・「ウ 事業計画書（様式 2）」
質問	(1) 記入する分量について制限があるか。 (2) 説明用の写真・図表等の掲載も可能か。
回答	(1) 分量について制限はありませんが、文字のフォントの大きさや簡潔で分かりやすい表現で記載いただくよう、ご配慮をお願いします。 (2) 写真・図表等の掲載も可能です。

<質問3>

資料名等	【資料名】：「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】：表紙・「コ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）」
質問	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）はいつ時点のものが必要か。
回答	公募期間である平成27年1月30日から平成27年3月12日までの発行日の証明書を御提出ください。

<質問4>

資料名等	【資料名】：「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】：表紙・「カー2 県警照会用エクセルファイル」、「シー2 シー1のエクセルファイル」
質問	データ提出のものについて、CD-Rでの提出が求められているが、原本のみに1枚添付し、写し14部については添付しないが良いか。
回答	「カー2 県警照会用エクセルファイル」、「シー2 直近3か年度分の貸借対照表、財産目録、損益計算書等のエクセルファイル」の提出については、CD-R各1枚を原本のみに添付してください。 なお、書類の写しは18部必要です。

<質問5>

資料名等	【資料名】：「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】：表紙・「シ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度まで、直近3か年度分の貸借対照表、財産目録、損益計算書等」
質問	法人保有施設全ての直近3か年度分の貸借対照表、財産目録、損益計算書等（以下「決算諸表」という）を提出すると、単年度約270頁と頁数があまりに多いため、環境保護の観点から、原本及びクリップ留めの2部のみ法人保有施設全部の決算諸表を提出し、残りの部数については、港南区内の施設分を抜粋した決算諸表を提出することで良いか。
回答	法人全施設分で単年度200頁を超える場合は、原本1部、クリップ留め1部、ファイル綴り1部の計3部を法人全施設分の資料とし、残りの15部は港南区内の施設分を抜粋した資料を御提出ください。

<質問6>

資料名等	【資料名】：「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】：表紙・『ス 税務署発行の納税証明書「その3の3」』
質問	(1) 前回の公募では、過去3年間の法人税・法人市民税・消費税及び地方消費税等の納税証明書を提出したが、今回は『税務署発行の納税証明書「その3の3」』1枚のみの提出で良いのか。 (2) 納税証明書の発行日に指定はあるか。
回答	(1) 税務署発行の納税証明書「その3の3」1枚のみ御提出ください。 (2) 公募期間である平成27年1月30日から平成27年3月12日までの発行日の証明書を御提出ください。

<質問7>

資料名等	【資料名】：「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】：表紙・「タ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類」、「チ 健康保険の加入を確認できる書類」、「ツ 厚生年金保険の加入を確認できる書類」
質問	各々の書類について、当該地域ケアプラザの分のみの提出で良いか。または、法人保有施設全てに係る書類が必要か。
回答	本社及び港南区内で運営する全ての事業所の領収書等各保険の加入の確認が出来る書類を提出してください。なお、港南区内で運営する事業所がない場合は、本社及び任意の1事業所の領収書等各保険の加入の確認が出来る書類を提出してください。

<質問8>

資料名等	【資料名】：「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」 【ページ・項目】：14 ページ・<説明資料>横浜市〇〇地域ケアプラザの指定管理料の提案書について
質問	施設使用料相当額について、デイサービス利用者実績の考慮（利用者実績が低かった場合の減額など）はされているのか。
回答	今回の指定管理期間（平成28年4月1日から平成33年3月31日）における施設使用料相当額は、デイサービスの利用者実績による減額等の考慮はありません。

<質問 9 >

資料名等	<p>【資料名】：「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」          【ページ・項目】：14 ページ・&lt;説明資料&gt;横浜市〇〇地域ケアプラザの指定管理料の提案書について</p>
質 問	<p>指定管理料上限額が施設ごとに異なるのは、施設規模や人口等の状況に応じたためと思われるが、上限額設定にあたり一定の算定基準があるのか。また、算定基準があるのであれば、市内一律の基準に基づき上限額が設定されているのか。</p>
回 答	<p>上限額の設定にあたっては、原則として第2期指定管理期間の上限額を基本としていますが、各々の施設の面積・設備等の状況や過去の実績等を踏まえて、地域ケアプラザの施設管理の水準を保つために必要な金額を施設ごとに算定しているため、上限額に差が生じています。</p> <p>また、第3期指定管理期間からの上限額では、地域ケアプラザ運営経費から施設使用料相当額が控除されていますが、この金額は施設の面積に応じて市内一律の基準をもとに金額を設定しています。その他、AEDや発電機保守経費などについても市内一律の金額で積算しています。</p> <p>以上から、上限額は施設規模等に応じて異なりますが、個々の積算費用については、市内一定程度の金額で積算されています。</p>

<質問 10 >

資料名等	<p>【資料名】：「横浜市〇〇地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類」          【ページ・項目】：15 ページ・2 事業費</p>
質 問	<p>地域活動交流事業自主事業については、利用者からの自己負担を求めることができるかとされているが、事業費の積算にあたり、利用者の自己負担（参加料収入）を見込んで収支差を提案額として計上するのか。</p>
回 答	<p>予め参加料収入を見込んで積算できる場合、その収支差を提案額として計上してください。また、その根拠資料の添付が可能であれば、併せてご提出いただけると幸いです。</p>